

改正後

別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）

特定製品の区分

1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま

技術上の基準

1 (1) (2) (3) 「略」
 通常の使用状態において、蒸気の漏れ又は減圧装置や圧力調整装置の操作若しくは作動による蒸気の噴出によつて、使用者に熱傷を負わせるおそれのある蒸気が使用者に直接かかるような構造となつていないこと。

2 1 1 「略」

2. 乗車用ヘルメット

2 1 (1) 「略」
 ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。
 なお、ヘルメットの外表面は、日本工業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット3.13に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。
 帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本工業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2b)に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量0.125リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークオーターズ形のヘルメット（以下「原付等用ヘルメット」という。）にあつては、日本工業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2a)に適合すること。

3 (1) (3) 「略」
 (2) 「略」
 (3) 「略」
 左右及び上下の視界が十分とれること。

改正前

別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）

特定製品の区分

1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま

技術上の基準

1 (1) (2) 「新設」 「略」

2 1 1 「略」

2. 乗車用ヘルメット

2 1 (1) 「略」
 ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。
 なお、ヘルメットの外表面は、日本工業規格T8133(2007)乗車用ヘルメット3.13に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。
 帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本工業規格T8133(2007)乗車用ヘルメット6.2b)に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量0.125リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークオーターズ形のヘルメット（以下「原付等用ヘルメット」という。）にあつては、日本工業規格T8133(2007)乗車用ヘルメット6.2a)に適合すること。

3 (1) (3) 「略」
 (2) 「略」
 (3) 「略」
 左右の視界が105度以上あり、かつ、

3. ～10. [略]	2. 乗車用ヘルメット							1. [略]	特定製品の区分	型式の区分	要素	材質等の区分
	サイズ	保持装置の材質	衝撃吸収ライナの材質	帽体の材質	帽体の形状	用途	帽体の形状					
[略]	[略]	[略]	[略]	(1) 繊維強化プラスチック製のもの (2) ～(4) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

別表第2 (第7条関係)

3. ～10. [略]	(4) ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ及び保持装置を備えていること。
4 ～9 (5) [略]	なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。

3. ～10. [略]	2. 乗車用ヘルメット							1. [略]	特定製品の区分	型式の区分	要素	材質等の区分
	サイズ	保持装置の材質	衝撃吸収ライナの材質	帽体の材質	帽体の形状	用途	帽体の形状					
[略]	[略]	[略]	[略]	(1) 強化プラスチック製のもの (2) ～(4) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

別表第2 (第7条関係)

3. ～10. [略]	(4) 上下の視界が十分とれること。 ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ、内装クッション及び保持装置から構成されていること。また、耳おおい、ひさし、シールド及びあごガードを備えてもよい。
4 ～9 (5) [略]	なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]
	[略]